

くらし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

体力向上、健康増進を！市立プールの一般開放

日時 7月20日(出)～8月31日(出) ▼午前の部＝9:00～12:00 ▼午後の部＝13:00～16:00 ▼夕方の部(下図③④⑦を除く)＝16:30～18:00

※午前・午後の部では、1時間に1回、10分間の休憩があります。各部は入れ替え制です。

開場日 ①～④月曜・水曜・金曜・日曜日⑤～⑦火曜・木曜・土曜日

費用 ▼未就学児＝無料 ▼小・中学生＝100円(プール利用証などをお持ちの市内在住者は無料) ▼15歳以上(中学生を除く)＝210円

利用上の注意

- 水泳帽子の着用をお願いします。
●未就学児や1人で利用が困難な方には18歳以上の付き添いが必要です(プールに入らない方の入場料は不要)。
※小学生も付き添いが必要な場合があります。
●おむつが取れていない幼児は利用できません(水泳用のおむつも不可)。
●入れ墨やタトゥーは、ラッシュガードなどで露出を防止してください。
●車での来場はできません。



市立プール監視員・受付員募集

7～8月で監視員、受付員を募集します。希望される方は、担当へお問い合わせください。

担当 スポーツ課 ☎046(252)8162 (FAX)046(255)3550

漏水調査にご協力を

市上下水道局が委託した調査員が、水道の配水管・給水管からの地表面に現れない漏水の調査を次の通り実施します。所有者または管理者の負担修理となる部分の水漏れを発見した場合にはお知らせしますので、市指定工事業者へ修理を依頼してください(費用は自己負担)。

※市指定水道工事店は、市ホームページ「漏水が宅地内(止水栓(宅内第1バルブ)から宅地内)の場合」の資料「漏水対応可能な指定給水装置工事事業者一覧(市内)」をご覧ください。



市ホームページ

調査期間 6月下旬～令和7年1月下旬

場所 市内全域

内容 ▼昼間＝個人の敷地内(メーターバルブや止水栓付近)での給水管の漏水調査(市上下水道局の負担修理となる部分を調査します) ▼夜間＝道路上での配水管(埋設)の漏水調査

調査会社 株式会社日本漏防コンサルタント関東営業所

※調査員には、身分証明書の携帯と調査腕章の着用を義務付けています。

※調査業者が漏水調査の費用を請求することはありません。



担当 水道施設課 ☎046(252)7519 (FAX)046(252)8320

地域でただいま活躍中!安全・安心な地域づくり!

連載

自治会トピックス

南栗原地区自治会連合会

健康ラジオ体操、続けています

当地区自連は健康ざま普及員やたばすみれ地区社協、栗原地域包括支援センターなどの関係団体と協力して、南栗原つながる地域ネットワーク活動を行っています。その活動の一環として、毎月第2月曜は栗原巡礼大橋下の公園、第3月曜は南栗原5丁目のすみれ



ラジオ体操指導士さんと一緒に公園で健康ラジオ体操を開催しています。朝9時からの約30分間体を動かすことで健康を維持しながら、地域のコミュニケーションを育んでいます。

南栗原地区自治会連合会 会長 大矢賢一

自治会への加入などは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問合せ 自治会総連合会事務局 ☎(FAX)046(252)8751

(HP)https://shijiren-zama.com/

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550



★カルチャー

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

表裏型顔面把手を市指定重要文化財に指定

令和6年5月15日に表裏型顔面把手が市指定重要文化財(有形文化財)に考古資料として初めて指定されました。

表裏型顔面把手は、市役所1階市民ホールで、令和7年2月14日(金)まで展示します(予告無しに展示期間を変更する場合があります)。



担当 生涯学習課 ☎046(252)8431 (FAX)046(252)4311

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

「なぜ実施されないの???横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判」シンポジウム

座間市・相模原市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部には、3人の裁判官で事件を審理する「合議制裁判」や労働者と雇用主のトラブルを解決する「労働審判」が導入されていません。

横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判実施を求める協議会では、同協議会会員をパネリストとして、相模原支部に合議制が導入されていないことの不都合性や不合理性などについて話し合うパネルディスカッションを開催します。

日時 7月4日(木)14:15～15:40 (13:50受付開始)

場所 ハーモニーホール座間小ホール

定員 300人(先着順)

参加 当日直接会場へ

問合せ 同協議会事務局(ひばり法律事務所) ☎042(767)2311

合議制裁判の導入を求めるこれまでの要望活動や協議会発足については市ホームページをご覧ください。市ホームページ



担当 市民広聴課 ☎046(252)8218 (FAX)046(252)0220

「座間のキラめきびと2024」作品募集

座間市男女共同参画推進委員会では「座間のキラめきびと2024」を開催します。「ワークライフバランス」「ロールモデル」をテーマとした写真・俳句・川柳・短歌・短文を募集します。

詳しくは、市ホームページの応募要領(右記二次元コードからアクセス可)をご覧ください。担当へお問い合わせください。

応募条件 市内在住・在勤・在学者 ▼写真＝人物写真は写っている本人の承諾を得たもの ▼俳句・川柳・短歌・短文(140字以内)＝応募者本人が作成したもので、テーマに即した内容であるもの

※いずれも未発表の作品で1人いずれか1点。

応募方法 10月31日(木)までに応募要綱に記載の必要事項を明記し、電子メールまたは直接担当へ

担当 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8087 (FAX)046(252)0220

✉jinken@city.zama.kanagawa.jp



応募要項



メール送信用

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号(郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます)

●開庁時間 月曜～金曜日(祝・休日と年末年始を除く)8:30～17:15(第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施)